

平素よりご尽力賜り、感謝申し上げます。

さて、地方公共団体の発注工事における施工労働者・職人の公正な賃金などの確保、および地方自治体における『公契約条例』（公共工事における賃金など確保条例）の制定にご賛同いただけますよう、要請いたします。

我が国の建設業におきましては、元下請関係は幾重にもわたるいわゆる『重層下請構造』が一般的に採られています。こうした重層下請構造下では、施工の労働力は下位下請の事業所等が担っています。

しかしながら、発注者（施主）と元請間での元請契約の際の設計施工の積算にあたって計上されている労務費額は、下位下請に行けば行くほど減額され、実際の施工労働者に支払われている賃金額は低くなっており、当然ながら、地方公共団体が発注する公共工事においても重層下請構造が採られており、同様の実態となっています。

公共工事が、『公的資金』、つまり国民の税金を財源とし、公共の福祉や社会的資本の整備を目的としていることからすれば、その施工にあたる労働者の低賃金や劣悪な労働条件は許されるものではありません。元請契約で積算された賃金が、末端の下請の労働者・職人に減額されることなく支払われるべきです。

諸外国においては、1949年6月にILO（国際労働機関）で採択された第94号条約『公契約における労働条項に関する条約』が、2001年2月現在で全加盟国174ヶ国中59ヶ国に批准されています。

公契約法とは、「公の機関による工事において、下請業者を含め、賃金・労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保し、全ての関係者に知らしめる」というものですが、日本はまだ同条約を批准していません。早急に同条約が批准され、国内においても公契約法が制定され、加えて地方公共団体の事業に関する公契約条例も制定されるべきです。

歴史をさかのぼれば、イギリスでは1891年に『公正賃金決定』が行われ、フランスでは1899年に公契約規制令といわれる『ミルラン命令』が出され、アメリカにおいても1931年に『デイビス・ベーコン法』が成立しています。

また、アメリカでのデイビス・ベーコン法の成立に先立ち、同国の中央カンザス州で1889年に州法として公契約法が制定されています。つまり、まず地域社会・経済に密着した『州法』が先行し、後に『国法』としてデイビス・ベーコン法が成立した訳です。

つまり、地域社会・経済に密着した地方自治体において条例化することが法制化へ先駆けとして重要となるのです。実際に、日本国内でもかつての『老人医療無料化』や『アセスメント法』（環境影響評価）、そして情報公開法においても、先進的な地方自治体により条例化が進んでいます。

したがって、地方公共団体発注の個別工事においても先行的に公契約条例の理念を具体化することは、改革への大きな流れを形成していくためにもたいへん重要です。

建設産業が更なる発展を続けていく上で、今日ほど公契約法・公契約条例の制定が求められている時はありません。

つきましては、公契約法・公契約条例制定へのご理解を賜り、早期制定に関してご賛同いただけますよう、要請いたします。